

日本洋酒酒造組合概要

- 1 設 立 昭和 28 年(1953 年)7 月 15 日認可、同 7 月 30 日登記
(財務大臣認可による特殊法人)
- 2 根 拠 法 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律
- 3 目 的 組合は、組合員の緊密な連絡協調と相互扶助の精神に基づき、酒類業界の安定と健全な進歩発展のために必要な事業を行い、組合員の自主的、且つ、自由公正な事業活動の機会を確保し、共同の利益増進を図り、もって酒税の保全に協力することを目的とする。
- 4 地 区 全国一円
- 5 組 合 員 ウイスキー、ブランデー、スピリッツ、甘味果実酒、リキュール、雑酒（みりん類似のもの）の製造業者 74 社
- 6 代 表 者 理事長 中川圭一（ニッカウヰスキー(株)代表取締役社長）
- 7 事 務 所 〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-12-7 武田新江戸橋ビル 2F
TEL 03-6202-5728 FAX 03-6202-5738
- 8 事 業 (1) 組合員各社、関係省庁・団体との連絡・折衝
(2) 税制改正等要望書の作成、陳情
(3) 景品・表示に関する公正競争規約の運営
(4) 表示自主基準の作成、実施
(5) アルコール関連問題への対応
(6) 環境問題への対応
(7) 生産・技術関連事項の検討

9 組 織 図



低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準

平成12年 5月19日制定
平成14年 4月23日改正
平成18年11月16日改正

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコールリキュール等の容器又は包装に付する酒マークの表示方法等を定めることにより、一般消費者における低アルコールリキュール等と清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料との誤認を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で「低アルコールリキュール等」とは、酒税法（昭和28年 法律第6号）第3条第21号に規定するリキュール並びに同条第20号に規定するスピリッツ及び同条第14号に規定する甘味果実酒のうち、アルコール分10度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち低アルコールリキュール等を製造して販売する者をいう。

(酒マークの表示)

第3条 事業者は、低アルコールリキュール等の容器又は包装に、酒マークを表示するものとする。

(酒マークの表示方法)

第4条 第3条に定める酒マークの表示は、次の方法により行うものとする。

(1) 酒マークの図形等

- i 酒マークは、円形（円又は楕円をいう。）の中に「お酒」という文字を記す方式とする。
- ii 字体はゴシックとする。
- iii 「お酒」という文字は横書きとする。
- iv 「酒」の文字には「さけ」というふりがなを付する。
- v 円形の中の文字以外の部分の色は、ラベル等の地色とは対照色にする等、酒マークが鮮明になるようにする。
- vi 文字の白抜き及び色刷りは自由とする。
- vii 円形の中及び円形の周囲には模様を付さないこととする。

(2) 酒マークの「お酒」の文字の大きさ

酒マークの「お酒」の文字の大きさは、容器の容量により次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------|
| 350ml未満 | 20ポイント活字以上 |
| 350ml以上 | 24ポイント活字以上 |

(3) 表示場所

酒マークは、原則として、主たる標示面の下部に表示するものとする。この場合、主たる標示面が二つ以上のときは、各々の標示面に表示するものとする。

(一般的な表示上の注意事項)

第5条 事業者は、低アルコールリキュール等の容器又は包装の表示に際しては清涼飲料、果実飲料等の酒類以外の飲料と誤認されないように、色彩、絵柄等に配慮することとする。

附 則

1 この基準は、平成12年6月1日から施行する。

ただし、第3条に定める酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施する。

- 2 この基準で定める酒マークについては、この基準により酒マークを表示することとした酒類の種類以外の酒類においても使用することを妨げないものとする。

附 則

この基準は、平成14年5月1日から施行する。

ただし、第4条に定める改正後の文字の大きさによる酒マークの表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施する。

附 則

この基準は、平成18年12月7日から施行する。

[参 考] 酒マークのイメージ図 (一例)

1 350ml未満(20ポイント活字)

- (1) 円形



- (2) 楕円形



2 350ml以上(24ポイント活字)

- (1) 円形



- (2) 楕円形



低アルコールリキュール等の酒マークの広告・宣伝への拡大表示について

平成19年 9月 6日
理事会決定事項
日本洋酒酒造組合

当理事会は、アルコール問題対策委員会及びリキュール等表示委員会の審議を経て、平成12年制定の「低アルコールリキュール等の酒マークの表示に関する自主基準」（以下「酒マークの自主基準」という。）に定める「酒マーク」を容器・包装に表示することに加え、広告・宣伝にも拡大表示することにより、一般消費者における低アルコールリキュール等と清涼飲料・果実飲料等の酒類以外の飲料との誤飲の更なる防止を目的として、次の事項を実施する。

1 酒マークを拡大表示する広告・宣伝

低アルコールリキュール等の酒類製造者は、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するもののうち、次の視覚に訴える広告・宣伝にも「酒マーク」を表示する。

広告・宣伝とは、清涼飲料・果実飲料等の酒類以外の飲料と誤認するおそれのあるもので、テレビ、ポスター・看板・プラカード等、新聞、雑誌等出版物、インターネット・パソコン通信等、チラシ・パンフレット・説明書・ファクシミリ等の媒体によるものをいう。

2 他の表示事項とのバランスがとれた酒マークの表示

低アルコールリキュール等の酒類製造者は、「酒マークの自主基準」及び「酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準」（昭和63年飲酒に関する連絡協議会）に定める表示の方法等に準じ（参考1・参考2）、「酒マーク」を主たる標示面（商品名等と同一視野内）に他の表示事項とのバランスを考慮した大きさや色により明瞭に表示し、酒類以外の飲料との誤飲等の防止に配慮する。

3 実施時期

平成19年9月6日以降、準備が出来次第順次実施する。

4 その他

低アルコールリキュール等以外の酒類への注意表示は、この決定事項に沿って、順次表示を広げることができる。

(参考 1) 低アルコールリキュール等の酒マークの表示に関する自主基準 ……(添付省略)

(参考 2) 酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準（抜粋） ……(添付省略)

(参考 3) 低アルコールリキュールの特定の事項の表示に関する自主基準 ……(添付省略)

低アルコールリキュールの原材料表示に関する自主基準

〔平成13年 7月25日制定〕
〔平成18年11月16日改正〕

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコールリキュールの取引について行う表示のうち原材料の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で「低アルコールリキュール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に規定するリキュールのうちアルコール分10度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち低アルコールリキュールを製造して販売する者をいう。

3 この基準で「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。

(原材料の表示)

第3条 事業者は、低アルコールリキュールの容器に、低アルコールリキュールの製造に使用した原材料を表示するものとする。

(原材料表示の方法)

第4条 第3条に定める原材料の表示は、次の方法により行うものとする。

(1) 表示の順序

使用した原材料は、次のイ又はロのいずれかの方法により、各々①、②、③、④又は⑤の区分の順に表示するものとし、それぞれの区分の中では使用量の多い順に表示するものとする。

イ 製造する酒類を最も特徴づける原料酒類を第一順位とする場合

- ① 酒類
- ② 果実、果汁、香料、その他の物品
- ③ 糖類
- ④ 食品添加物

ロ 製造する酒類を最も特徴づける原料を第一順位とする場合

- ① 果実、果汁、香料等
- ② 酒類
- ③ その他の物品
- ④ 糖類
- ⑤ 食品添加物

(2) 表示の具体的方法

イ 酒類の表示

酒類の表示は、アルコール、スピリッツ、しょうちゅう等酒税法の定める品目によるものとし、なお、次によることができる。

(イ) アルコールについては、原料用アルコール、醸造用アルコール、ブレンド用アルコール、酒精等の表示もできるものとする。

(ロ) 酒税法に定める品目以外であっても、ウォッカ、ジン、ラム、テキーラ、梅酒等、一般的に分類又は

定義が明確にされていると認められるものについては、当該名称によることができるものとする。

(イ) ○○浸漬酒、○○蒸留酒のように、例えば原材料となる果実の名称を付して、製法等を加味した名称によることもできるものとする。

ロ 果実、果汁の表示

果実及び果汁については、原則として果実名で表示することとし、当該果実名は一般的な名称によるほか、日本標準商品分類の定めるところにより表示するものとする。

なお、「果汁」の表示を行う場合は、当該果汁の元となる果実の名称を付して、「○○果汁」と表示するものとする。

ハ 香味料、その他の物品の表示

香味料及びその他の物品の表示は、当該物品の一般的な名称により表示するものとする。

ニ 糖類の表示

糖類については、砂糖、異性化糖、果糖、ぶどう糖、オリゴ糖等の名称により表示するものとする。

なお、糖類という包括的な名称により表示することもできるものとする。

ホ 食品添加物の表示

食品添加物については、食品衛生法及び関係法令の定めるところにより表示するものとする。

(3) 表示場所

表示は、見やすい箇所に表示するものとする。

(4) 文字の大きさ

表示は7.5ポイント活字以上により行うものとし、表示面積が小さく7.5ポイント活字では表示することが難しいときは5.5ポイント活字以上により行うことができるものとする。

(5) 表示上の注意事項

イ 使用した原材料は、原則としてすべて表示するものとするが、使用量が製品の中身重量の合計量の1パーセントに満たないものについては表示を省略することができるものとする。

ロ 少量使用の原材料が複数あるときで、そのうち、ある原材料の表示を省略したときは、その原材料の使用量よりも使用量が少ない原材料については、すべて表示を省略することとし、表示することはできないものとする。

ハ 輸送のための製品及び容量が100ミリリットル以下の容量詰品については、食品衛生法等で表示の省略が認められていない事項を除き、表示を省略することができるものとする。

ニ アレルギー物質に関する原材料の表示を行う場合は、この基準によらず、厚生労働省の定めるところにより行うものとする。

附 則

1 この基準は、平成13年8月1日から施行する。

ただし、第3条に定める原材料の表示については、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に表示を開始することができるものとし、その場合でもできるだけ早期に実施することとする。

2 低アルコール度リキュール類以外の酒類がこの基準で定める原材料の表示方法に基づいて表示することは差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成18年12月7日から施行する。

低アルコールリキュールの特定の事項の表示に関する自主基準

平成14年 4月23日制定
平成18年 7月25日改正
平成18年11月16日改正
平成22年11月16日改正
平成26年10月10日改正

日本洋酒酒造組合

(目的)

第1条 この自主基準（以下「基準」という。）は、低アルコールリキュールの取引について行う表示のうち、果汁の使用割合、商品名等の表示に関する事項を定めることにより、一般消費者における低アルコールリキュール等と清涼飲料等の酒類以外の飲料（以下「清涼飲料等」という。）との誤認を防止すること、及び、一般消費者の適正な商品選択を保護し不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準で「低アルコールリキュール」とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に規定するリキュールのうち、アルコール分10度未満のものをいう。

2 この基準で「事業者」とは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第2条第2項に規定する酒類製造業者のうち、低アルコールリキュールを製造して販売する者をいう。

3 この基準で「表示」とは、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第2条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定するものをいう。

(果汁の使用割合の表示)

第3条 事業者は、低アルコールリキュールの商品に果汁（野菜の搾汁（野菜汁）を含む。以下同じ。）を使用している旨を表示している場合には、果汁の使用割合を低アルコールリキュールについての商品名を表す文字と同一視野に合計で「果汁〇〇%」（又は、個々に果汁の元となる果実（野菜を含む。以下同じ。）名を付して「〇〇（果）汁〇〇%」、「〇〇（野菜）汁〇〇%」）と表示する。

(注) 1 この基準において「果汁の使用割合」とは、果汁を使用して製造した低アルコールリキュールの製品の重量に占める同製品の製造に使用した果汁の重量の割合をいう。この場合、原料として使用した果汁の使用量は、低アルコールリキュールの製品の製造に使用するときの状態の重量によるものとし、濃縮度が明らかな場合は、濃縮前の重量によることができる。

2 「果汁を使用している旨の表示」は、文字による果汁及び果実使用の旨の表示並びに果実の絵、写真等の表示をいう（次項において同じ。）。

3 複数の種類の果汁を使用している場合は、使用している果汁の合計により果汁の使用割合を表示する。この場合、個々の果汁ごとに使用割合を表示することもできる。

4 本条でいう果汁の使用には果実の浸漬酒の使用は含まない。

なお、果汁の使用割合の表示とは別に「果実の浸漬酒使用の旨」を表示することは差し支えない。

2 事業者は、低アルコールリキュールの商品に果汁を使用している旨を表示している場合で、果汁を含まないものにあつては「無果汁」と表示する。

ただし、果実の浸漬酒を1パーセント以上含むものについては、この限りではない（この場合は、果実の浸漬酒使用の旨を表示する。）。

3 果汁の使用割合の表示の単位はパーセントとし、次により表示する。

(1) 原則として〇〇%のようにパーセント位で表示する。この場合、パーセント位未満は切り捨てる。

(2) 果汁の使用割合が5パーセント未満の場合は、〇.〇%のように少数点以下1位まで記載することができ

る。この場合は、小数点以下2位は切り捨てる。

- 4 果汁の使用割合を表示する文字の大きさは、容器の容量により次のとおりとする。
ただし、酒類の品目及びアルコール度数を表示する文字の大きさを超えないこと。
- | | |
|---------|--------------|
| 350ml未満 | 7.5ポイント活字以上 |
| 350ml以上 | 10.5ポイント活字以上 |

(商品名)

第4条 事業者、低アルコールリキュールの商品名の名付け及びその表示方法に当たっては次による。

- (1) 商品名に使用する用語の使い方と配列、文字の大きさのバランス等に配慮し、清涼飲料等との誤認の防止に努める。
- (2) 清涼飲料等との誤認を防止するため、「果汁」の用語を使用するときは、例えば、「〇〇果汁のお酒」、「〇〇果汁のチューハイ」等のように酒類であることがめいりように分かる商品名に果汁の用語を使用する場合に限り行うことができる。

この場合、当該商品名の表示は分離することなく一体になっていなければならないものとし、また、「果汁」の用語を末尾に置く商品名は、使用しない。

(果実の絵、写真等の表示)

第5条 事業者は、低アルコールリキュールの取引に関し、果実の絵、写真等を表示するときは、清涼飲料等との誤認を防止するため、果実の絵、写真等の大きさは他の表示事項とバランスのとれたものとし、色彩、絵柄等の表示方法にも配慮する。

なお、缶容器への果実の絵・写真等の大きさは、表示可能面積（側面展開図）のどこの180°をとっても4分の1（25%）以下とする。

おって、缶以外の容器は、缶容器に準ずることとする。

(酒マーク等の表示)

第6条 事業者は、日本洋酒酒造組合（以下「組合」という。）が別に定める「低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準」に基づき低アルコールリキュール等に酒マークを表示する。

なお、次の場合は、低アルコールリキュール等の酒マークの表示等に関する自主基準第4条(3)に定める「表示場所」に係わらず、商品名（例えば、ラベルにおいて、一般的に商品名と認められる一番大きな文字で表示しているもの（以下同じ。））に近接して「酒マーク」を鮮明に表示する。更に、その際の「酒マークの「お酒」の文字の大きさ」は、同自主基準第4条(2)「酒マークの「お酒」の文字の大きさ」に定める文字の大きさを超える大きさで表示する。

- ① 清涼飲料等（サイダー、コーラ等）を示す名称を酒類の商品名として使用する場合
- ② 清涼飲料等商品の商品名を酒類の商品名として使用する場合

(消費者に誤認される表示の防止)

第7条 事業者は、低アルコールリキュールの取引に関し、次の各号に掲げる表示はしない。

- (1) 客観的根拠に基づかない天然、自然、生、新鮮、フレッシュ等の表示
- (2) 純正、純粋、ピュア等の表示
- (3) 医薬品のような効能を表す表示
- (4) 最高、最高級、最良（ベスト）等業界における最上級を意味する表示
- (5) 客観的根拠に基づく具体的な数値又は根拠がないのに日本一、第一位、当社だけ、他の追随を許さない、代表、いちばん等唯一性を意味する表示

(表示上の注意事項)

第8条 事業者は、次のような表示は行わない。

- (1) 過剰な飲酒を勧めるような表示

- (2) 一気飲み等短時間の間に多量に飲酒することを勧めるような表示
- (3) 酒類でないものと誤認されるおそれのある表示
- (4) 自己の製造し販売する低アルコールリキュールの内容について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者にかかるものよりも著しく優良であると誤認されるおそれがある表示

(色調、デザインの表示上の注意事項)

第9条 事業者は、第6条のなお書きの②の場合、容器及び包装への表示に際しては、色調やデザイン等に配慮し、清涼飲料等との誤認・誤飲防止に努める。

(基準の運営)

第10条 当組合は、この基準の目的を達成するため、この基準の周知徹底、相談及び指導に努め、組合員の製造する低アルコールリキュールの表示に関し、この基準に照らして問題となる事案が発生した場合には、当該組合員に対し、当組合名をもって問題の是正について注意を促すことができる。

この場合、必要に応じ関係官庁と協議する。

附 則

1 この基準は、平成14年5月1日から施行する。

ただし、第3条から第7条までの規定は、施行日に既に容器詰されている製品については適用せず、また、既存の容器、ラベル等の在庫量及び準備の都合等から、施行日後に実施することもできる。

なお、その場合は施行日後できるだけ早い時期に実施する。

2 低アルコール度リキュール類以外の酒類についてこの基準により表示することは差し支えない。

なお、低アルコール度リキュール類以外の酒類で低アルコール度リキュール類に類似するものについては、この基準に準拠して表示するよう努める。

3 当組合の組合員が海外で製造された低アルコール度リキュール類(上記附則第2項の酒類を含む。)を輸入し、自己の商標を付して販売する場合は、この基準に準拠して表示するよう努める。

附 則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

附 則

この基準は、平成18年12月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年11月16日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

附 則

この基準は、平成26年10月10日から施行する。

なお、施行日までに実施できない場合は、施行日後早急に実施するよう努める。

低アルコールリキュール等への「妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示」について

〔 アルコール問題対策委員会申合せ事項
平成 16年 4月 20日申合せ
平成 18年 12月 7日改正 〕
日本洋酒酒造組合

1 目的

低アルコールリキュール等に妊娠中や授乳期の飲酒に対する注意表示を行うことにより、消費者に対する情報発信とする。

2 注意表示の表示対象・文言

事業者は、酒類の容器に「妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児の発育に悪影響を与えるおそれがあります。」旨の注意表示を行うことができる。

3 実施時期

平成16年夏以降、各社の判断により順次実施することができる。

4 その他

- (1) 低アルコールリキュール等以外の酒類への注意表示は、この申合せ事項に沿って、順次表示を広げることができる。
- (2) 薬酒・調味酒等、容器に表示を省略できるもの及び文字の大きさ等は、平成元年国税庁告示第9号「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に沿って、実施することができる。